

魚津市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号）第4条の規定に基づき、広告掲載の基準に関し、必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現が、それにふさわしい信用性と信頼性を持つものでなければならない。

2 屋外において広告掲載する広告の内容及びデザインは、広告掲載する地域の特性に配慮するとともに、街の美観風致を著しく阻害するものであつてはならない。

(個別の基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類似する業種

(2) 政党又は政治団体

(3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体

(5) 社会問題を起こしている業種又は事業者

(6) 過去1年間に行政機関等から、悪質な行為などにより行政処分を受けた事業者

(7) 魚津市から指名競争入札等の指名停止を受けている事業者

(8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更正手続中の事業者

(9) 占い、運勢判断に関する事業者

(10) 興信所、探偵事務所等

(11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく事業を行っているもの

(12) 魚津市に納付すべき市税に未納があるもの

(掲載基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関係のあるもの
- (4) 宗教の布教推進を主目的とするもの
- (5) 個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの
- (6) 個人を宣伝するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
 - イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
 - ウ デザイン性の劣るもの
 - エ 景觀と著しく違和感があるもの
 - オ 意味不明なもの
 - カ 身体の一部を強調するようなもの
 - キ 地域のルール及び慣習によって形成してきた景觀や文化にそぐわないもの
 - ク 魚津駅東地区地区計画等まちづくり又は都市整備の景觀形成ルールに合致しないもの
- (9) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (10) 第三者の氏名、肖像、談話、商標、著作物等を無断で使用しているもの
- (11) 国内世論が大きく分かれているもの
- (12) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わし、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (13) 広告媒体の用途又は目的を損なうおそれがあるもの
- (14) 表現方法が適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 明らかに模倣、盗作などとみなされる表現があるもの
 - イ 広告主の代表者等の写真を含むもの
 - ウ 残酷な描写、猟奇的な描写等の善良な風俗に反するような表現のあるもの
 - エ その他不当な表示、虚偽の内容等が含まれるもの
- (15) 人権を侵害するおそれがあるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、信用毀損、名誉毀損又はプライバシーの侵害のおそれがあるもの

- イ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ウ 性差別のおそれがあるもの

(16) 消費者保護の観点から不適切なものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のあるもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現のあるもの
- ウ 虚偽の内容があるもの
- エ 法令等で認められていない業種、商法、商品等に関するもの
- オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの
- カ 責任の所在が明確でないもの
- キ 広告の内容が明確でないもの
- ク 国、地方公共団体、その他の公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のあるものの

(17) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 富山県青少年保護育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第8条に規定する有害興行、第9条に規定する有害図書等及び第11条に規定する有害がん具類に関するもの
- イ 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
- ウ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のあるもの
- エ 暴力又はわいせつ性を連想させるもの
- オ ギャンブル等を肯定するもの
- カ タバコに関するもの
- キ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの

附 則（平成19年3月15日魚津市告示第18号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。